

2024

4

vol.647



H O S H O N I I G A T A

保証にいがた

伴走支援型特別保証制度を改正しました

新型コロナウイルス感染症に係る
セーフティネット保証4号の指定期間の延長について

役員の就退任について

保証料の上乗せにより経営者保証を代替する制度等を創設しました

1day仕事体験を開催しました ほか

ともに、その先へ。



新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

伴走支援型特別保証制度を改正しました

令和6年能登半島地震非常災害対策本部において「被災者の生活と生業(なりわい)パッケージ」が決定されたことに伴い、令和6年2月2日から伴走支援型特別保証制度の要綱を改正し、災害関係保証要件を追加しましたのでお知らせします。

被災された中小企業者さまの事業再建のためご活用ください。

改正する項目	改正内容
申込人資格要件	(4)激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたことを追加
対象資金	事業の再建に必要な事業資金
必要書類	経営行動計画書 罹災証明書(令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。)
取扱期間	当該激甚災害のあった日から、当該激甚災害に係る災害関係保証の適用期限(令和6年1月1日から令和6年7月31日)までに融資実行されたもの。

新型コロナウイルス感染症に係る セーフティネット保証4号の指定期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が、令和6年6月30日まで延長されましたのでお知らせします(令和6年3月31日現在)。

役員の就退任について

当協会の役員に異動がありましたのでお知らせします。

●理事

就任		退任	
品田 宏夫 (新潟県町村会長)	令和6年2月4日	小林 則幸 (前新潟県町村会長)	令和6年2月3日

保証料の上乗せにより経営者保証を代替する制度等を創設しました

保証料の上乗せで
経営者保証を不要に!

このたび、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた国の施策、「事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)」に基づき、信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱いを令和6年3月15日から開始しましたのでお知らせします。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、上記の横断的制度が浸透するまでの措置として以下2つの保証制度を創設し、令和6年3月15日から取扱いを開始しました。

経営者保証の非提供によって、創業や思い切った事業展開が可能となり、事業承継や事業再生の円滑化も期待されることから、ぜひ利用をご検討ください。

制度概要	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)	プロパー融資借換特別保証制度(プロパー借換制度)
ご利用いただける方	次のいずれにも該当する法人 (1)直近2年間の決算書等を提出していること (2)直近決算書において、法人・代表者の間で財務の分離がなされていること (3)次の両方又はいずれかを満たすこと ①直近決算において債務超過でない ②直近2期の決算書において減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4)次の両方に関する誓約書を提出していること ①保証申込日以後も決算書等を提出すること ②保証申込日以後の決算においても、法人・代表者の間で財務の分離がなされること (5)信用保証料の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを希望していること	金融機関から経営者保証を提供した融資を受けており、次のいずれにも該当する法人 (1)直近決算において資産超過であること (2)直近決算におけるEBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること (3)直近決算において法人・個人の分離がなされていること (4)申込日時点において返済緩和している借入金がないこと
保証限度額	8,000万円	2億8,000万円
対象資金	運転資金及び設備資金	既往プロパー融資の返済資金
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)	10年以内(据置期間1年以内)
返済方法	一括返済又は分割返済	一括返済又は分割返済
信用保証料率	・(3)①及び②に該当する場合、年0.70~2.15%とし、うち0.05~0.15%相当額を国が補助する ・(3)①又は②に該当する場合、年0.90~2.35%とし、うち0.05~0.15%相当額を国が補助する	年0.45~1.90%
担保	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求
保証人	不要	不要
添付書類	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	財務要件等確認書 借換債務等確認書

1day仕事体験を開催しました

令和6年2月16日(金)、19日(月)、21日(水)、26日(月)の4日間、1day仕事体験を開催し、県内外の学生10名に参加いただきました。

当日は企画総務部総務課 塚野課長代理、栗原主査が信用保証協会の役割や業務内容の説明を行ったのち、グループに分かれて保証審査、経営支援に係る事例研究を行いました。グループのメンバーで話し合いながら、事業者へのアドバイスを作り上げ、発表していただきました。

参加していただいた皆さまにとって、今回のインターンシップが今後の進路を決める一助となれば幸いです。



金融機関の皆さまへ

信用保証料送金時のお願い

当協会に信用保証料を送金していただく際は、次のことに注意し、送金していただきますようお願いいたします。

金融機関の皆さまにはお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

- 送金摘要欄には、「保証番号(10桁)・被保証人名」を入力してください。
- 送金する際は、信用保証書に同封した「信用保証料送金のご依頼」をご確認のうえ、誤りのないよう送金してください。
 - 国や地方自治体により信用保証料が全額補助となる場合、送金は不要です。
 - 同時完済となる保証口について、返戻保証料が発生する場合、差引金額をご送金ください。
- 一度送金いただいた信用保証料の二重送金にご注意ください。
- 返済条件の変更を行う場合、信用保証料は改めて計算することとなります。このため、当該保証口の信用保証料を分割で納付している場合は、改めて信用保証料を支払う必要があるか、事前に担当者までご確認ください。

県央支店のFAX番号を変更しました

4月1日(月)から県央支店のFAX番号が次のとおり変更となりましたのでお知らせします。

変更前		変更後	
県央支店	保証課	0256-33-6622	県央支店
	整理課	0256-33-6802	
			0256-33-6622

保険関係事務等研修会(内部研修)を開催しました

令和6年1月26日(金)、信用保険制度に関する理解を深めるため、保険関係事務等研修会を開催しました。

研修では、(株)日本政策金融公庫から保険契約、保険要件及び事務手続きなどについて、ご講義いただきました。

この研修で習得した知識を活用し、業務に取り組んでまいります。



NGK会(経営支援・再生支援に係る勉強会)を開催しました

令和6年2月15日(木)、協同組織金融機関との経営支援・再生支援に係る勉強会(別称:NGK会)を開催しました。

今回は、抜本再生支援をテーマに、新潟財務事務所および新潟県中小企業活性化協議会からご講演をいただきました。

当協会は、地域金融の担い手である各協同組織金融機関と協力し、より円滑に事業者支援に取り組んでいけるよう、これからも定期的に勉強会を開催し、経営支援・再生支援に関する機運をより一層高めてまいります。



財務省 関東財務局 新潟財務事務所 理財課 課長 関本 岳夫氏

「NGK会」とは

- 新(N)潟(G)のために、
- 次世代(N_ext G_eneration)のために、
- 今までの業界常識ではNo Goodとされてきた(そこまでやるのかとされてきた)経営支援について、
- Never Give upの精神で考える、
- 協(K)同組織金融機関と協(K)会による勉強会

※NGK会をスタート台とし、皆で新潟を盛り上げていきたいという思いからつけました。

直江津商店連合の勉強会に参加しました

令和6年2月9日(金)、当協会の稲荷会長が直江津商店連合会主催の「金融に関する勉強会」に参加し、講演を行いました。

勉強会では、中小企業者への保証支援や経営支援について、当協会のブランド「ともに、その先へ。」と関連づけ、説明を行いました。

今後も関係機関と連携し、定期的に情報交換を行うことで、個々のお客様に合わせた支援ができるようより一層努力してまいります。



会長 稲荷 善之



「創業スクール 金融相談会」に参加しました

令和6年1月27日(土)、「創業スクール 金融相談会」において、県央支店 大戸副支店長が講師を務めました。

今回の相談会は、三条商工会議所にて開催した「創業スクール」(三条市主催)のカリキュラムの一つとして行われました。

相談会では保証制度や「創業あんしんサポート事業」などについて説明したあと、創業を目指す受講者に向け、個別相談会を実施しました。



創業にまつわる悩みごとや不安を少しでも解消できるよう、引き続きお客様に寄り添った相談対応に努めてまいります。

窓口のご案内

本店 〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)

企画総務部

経営企画課 TEL 025-210-5132 FAX 025-210-5160
E-mail:kikaku@niigata-cgc.or.jp
総務課 TEL 025-210-5131 FAX 025-210-5160
E-mail:somu@niigata-cgc.or.jp
経理課 TEL 025-210-5133 FAX 025-210-5160
E-mail:keiri@niigata-cgc.or.jp
情報システム課 TEL 025-210-5134 FAX 025-210-5161
E-mail:joho@niigata-cgc.or.jp

保証推進部

保証総括課 TEL 025-210-5141 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp
事務サポート課 TEL 025-210-5142 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp
企業支援課 TEL 025-210-5143 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho-g@niigata-cgc.or.jp

整理回収部

E-mail:kanri@niigata-cgc.or.jp
整理総括課 TEL 025-210-5144 FAX 025-210-5171
代位弁済課 TEL 025-210-5145 FAX 025-210-5171

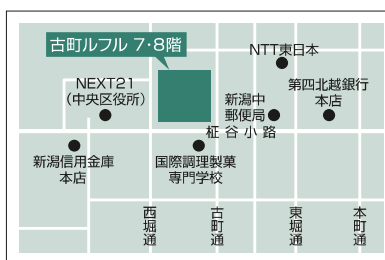
検査指導室 TEL 025-210-5135 FAX 025-210-5160

本店営業部 E-mail:eigyobu@niigata-cgc.or.jp

保証第一課 TEL 025-210-5151 FAX 025-210-5172
保証第二課 TEL 025-210-5152 FAX 025-210-5173
保証第三課 TEL 025-210-5150 FAX 025-210-5173
整理課 TEL 025-210-5153 FAX 025-210-5174

担当区域

保証第一課
新潟市(中央区、西区、西蒲区)
保証第二課
新潟市(北区、東区、江南区、秋葉区、南区)
保証第三課
新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村

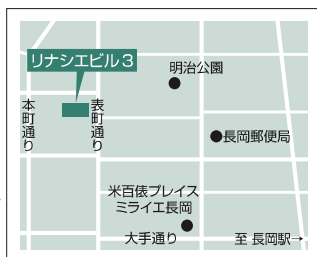


長岡支店 E-mail:nagaoka@niigata-cgc.or.jp

〒940-0071 長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル3)
保証第一課 TEL 0258-35-5714 FAX 0258-35-6341
保証第二課 TEL 0258-35-5714 FAX 0258-35-6341
整理課 TEL 0258-35-5715 FAX 0258-35-5776

担当区域

保証第一課
長岡市、見附市
保証第二課
柏崎市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

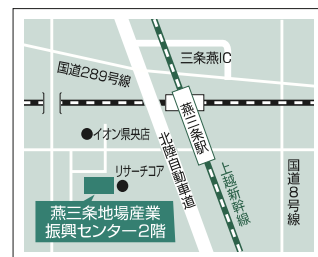


県央支店 E-mail:keno@niigata-cgc.or.jp

〒955-0092 三条市須頃1丁目17番地
(燕三条地場産業振興センター2階)
保証課 TEL 0256-33-6661 FAX 0256-33-6622
整理課 TEL 0256-33-6662 FAX 0256-33-6622

担当区域

三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村



上越支店 E-mail:joetsu@niigata-cgc.or.jp

〒943-0804 上越市新光町1丁目10番20号(上越商工会館内)
TEL 025-523-7225 FAX 025-522-2454

担当区域

上越市、糸魚川市、妙高市

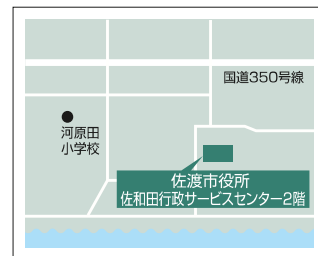


佐渡支店 E-mail:sado@niigata-cgc.or.jp

〒952-1314 佐渡市河原田本町394番地
(佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2階)
TEL 0259-57-2011 FAX 0259-57-3421

担当区域

佐渡市



信用保証をご利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込みにあたっては、申込人及び保証人の方から反社会的勢力に該当しないこと、又はそれに類する行為を現在かつ将来にわたりに行わないことを表明、確約する旨の書類の提出をお願いいたします。



高田城址公園観桜会（上越市）

日本三大夜桜の一つに数えられる高田城址公園の桜。高田城址公園は、徳川家康の六男・松平忠輝公の居城として築かれた高田城跡に整備された公園です。高田城址公園をめぐる広大な内堀と外堀をはじめ、その周辺には約4,000本の桜が咲き誇り、三重櫓とともにぼんぼりの灯りに照らし出される美しさは、日本でも有数のものとして知られています。

ともに、その先へ。



新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

〒951-8640 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7-8階)
TEL 025-210-5132 / FAX 025-210-5160
E-mail: kikaku@niigata-cgc.or.jp / URL <https://www.niigata-cgc.or.jp>

保証にいがた2024(令和6)年4月
発行/新潟県信用保証協会
編集/企画総務部 経営企画課

